

事業主・加入者の皆様へ

全体版

※当組合ホームページは
こちらから確認できます→



西日本プラスチック工業健康保険組合
保健事業担当

[健診補助] 令和8年度変更点についてのお知らせ

《主な変更点》※右上のQRコードから当組合ホームページをご確認いただけます。

- 「人間ドック」コースの補助対象となる続柄範囲が広がり、これまで補助対象ではなかった続柄の方も補助対象となります。
- 「主婦の誕生日健診（被扶養者である妻限定）」が「人間ドックLコース（女性加入者限定）」に生まれ変わり、料金や受診期間などの運用が一部変更されます。

1. 「人間ドック」受診における対象者範囲の拡大

当組合ではこれまで「人間ドック」各コースの対象者を『35歳以上の被保険者および被扶養者である配偶者』としていましたが、令和8年4月1日受診分より、被扶養者に関する要件を見直します。新たな対象者は『35歳以上の被保険者および被扶養者』となります。本変更により、これまで受診いただけなかった続柄の方にも受診いただけるようになります。つきましては、この機会にぜひ「人間ドック」の受診をご検討ください。

[変更点] 受診対象者範囲の拡大

令和8年3月31日まで	年度末年齢35歳以上の被保険者及び被扶養者である配偶者
令和8年4月1日以降	年度末年齢35歳以上の被保険者及び被扶養者

[受診対象者範囲の拡大のイメージ]

◎令和8年3月31日まで受診いただける方（網掛け部分）

年度末年齢35歳以上の
被保険者（本人）

及び

年度末年齢35歳以上の被扶養者

年度末年齢35歳以上の
被扶養配偶者（妻または夫）

◎令和8年4月1日から受診いただける方（網掛け部分）

年度末年齢35歳以上の
被保険者（本人）

及び

年度末年齢35歳以上の被扶養者

年度末年齢35歳以上の
被扶養配偶者（妻または夫）

年齢要件（年度末年齢35歳以上）
を満たせば、これまで対象外だった
「父・母・子・兄弟」などの続柄の
方も受診いただけるようになります！

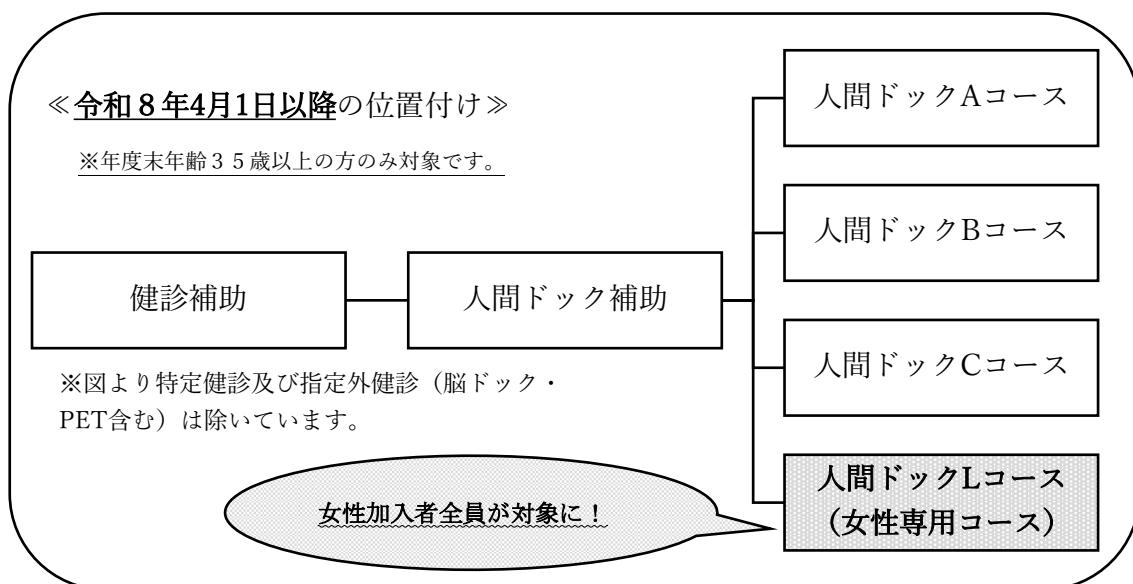
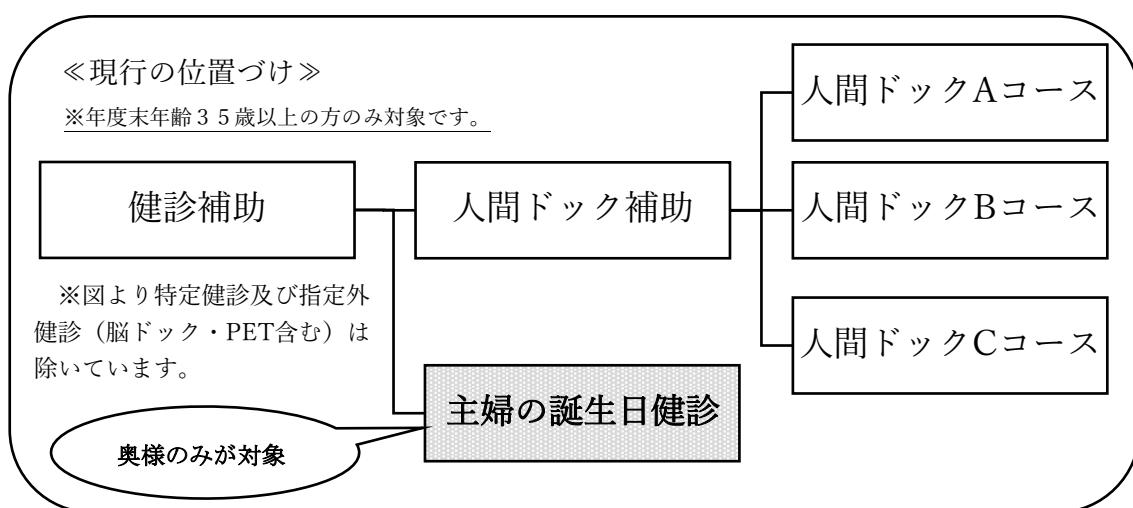
全体版

2. 「主婦の誕生日健診」制度が生まれ変わります！

近年、女性の社会進出や社会保険の適用拡大を背景に、被保険者となる女性の割合は年々増加しており、今後もこの傾向が続くと見込まれます。こうした変化を踏まえ、当組合では現行の「主婦の誕生日健診」制度について、抜本的な見直しを行いました。具体的には、本制度の位置付けや対象者の範囲、補助内容、受診可能期間などをあらためて精査し、制度の持続性と公平性の観点から見直しを実施しております。加入者の皆様におかれましては、本制度改定の趣旨をご理解賜りますようお願い申し上げるとともに、今後とも変わらぬご利用をお願い申し上げます。

◎「主婦の誕生日健診」の位置付けの変更について

「主婦の誕生日健診」は令和8年4月1日以降「人間ドックLコース」に変更されます。また、この変更によって『人間ドック』の分類に再分類され、年度末年齢35歳以上の妻以外の女性被保険者・女性被扶養者の方も受診できるようになります。



全体版

◎「主婦の誕生日健診」(変更前)と「人間ドックLコース」(変更後)の違いについて

比較表	(変更後) 人間ドック L コース ※令和8年4月1日から開始	(変更前) 主婦の誕生日健診 ※令和8年3月31日で終了
対象者	年度末年齢が35歳以上となる <u>女性加入者</u> <u>※年齢要件を満たせば被保険者・被扶養者の区別なく全員受診できます。</u>	年度末年齢が35歳以上となる被扶養者である <u>妻のみ</u> <u>※現行コースは「妻」のみが受診できます。</u>
個人負担額	<u>3,000円</u> +総健診費用の消費税額 (約5千円程度) ※指定外健診においては消費税相当額を除く総健診費用から3千円を除く上限2万円まで補助します。	<u>1,000円</u> +総健診費用の消費税額(目安:約3千円程度) ※指定外健診においては消費税相当額を除く総健診費用から1千円を除く上限2万円まで補助します。
検査項目	特定健診項目+乳がん・子宮がん検査 (※項目に変更ありません。)	
当組合からのご案内	なし ※受診時に持参する書類がなくなるため、便利になります。	「主婦の誕生日健診のお知らせ」(ピンク色の案内用紙)を発行。 ※受診時の持参が必須ですので、管理・保管する必要があります。
持参物	1. 健康保険の記号・番号がわかるもの(マイナ保険証、資格確認書) 2. 健診機関から送付された問診票 など	1. 健康保険の記号・番号がわかるもの(マイナ保険証、資格確認書) 2. 「主婦の誕生日健診のお知らせ」(ピンク色の案内用紙) 3. 健診機関から送付された問診票 など
受診期間	<u>通年(※年度内に1回限り)</u> 〔例〕9月20日が誕生日の女性 受診可能期間: 当年4月1日～翌年3月31日の期間内に、1回に限り受診できます。 ※いつでもスケジュールに余裕のある時に受診できるようになります。	<u>誕生日月を含む4か月間(期間限定)</u> 〔例〕9月20日が誕生日の妻 受診可能期間: 9月1日～12月31日まで ※受診期限があるため、体調や用事・イベントによっては毎年の受診が難しい場合も…
注意事項	1. 他の人間ドック(A・B・C・指定外コース)または特定健診*と重複して受診(補助)できません。 *特定健診は年度末年齢が40歳以上の被扶養者および任意継続被保険者のみが受診できます。 2. 受診日時点で当組合の被保険者または被扶養者の資格を有していること。 3. 人間ドックLコースは受診可能期間が通年(当年4月1日～翌年3月31日まで)となることから、受診期間の年度を超えての延長対応はしません。	

全体版

(令和8年4月1日開始)「人間ドックLコース」の主な変更点まとめ

1. 受診可能な対象者の続柄範囲が拡大されます。(妻含む全続柄で受診が可能になります。)
2. 「お知らせ」(ピンク色の案内用紙)の発行がなくなり、持参物が減ります。
3. 受診期限あり(4か月間)から通年受診可能となり、受診の融通が利きます。
※受診日時点で当組合の被保険者または被扶養者の資格を有している必要があります。
4. 負担額が「1,000円+総健診費用の消費税額」→「3,000円+総健診費用の消費税額」
※指定外健診においては消費税相当額を除く総健診費用から3千円を除く上限2万円まで補助します。

※原則として、これまで「主婦の誕生日健診」を実施していた健診機関については、「人間ドックLコース」を引き続き受診いただけますが、一部の健診機関においては受け入れ人数の縮小などの事情により、「人間ドックLコース」を受診いただけない健診機関もございます。該当する健診機関一覧は本稿の最終頁に掲載しています。

全体版

◎Lコースと他の人間ドックの比較表（簡易比較）

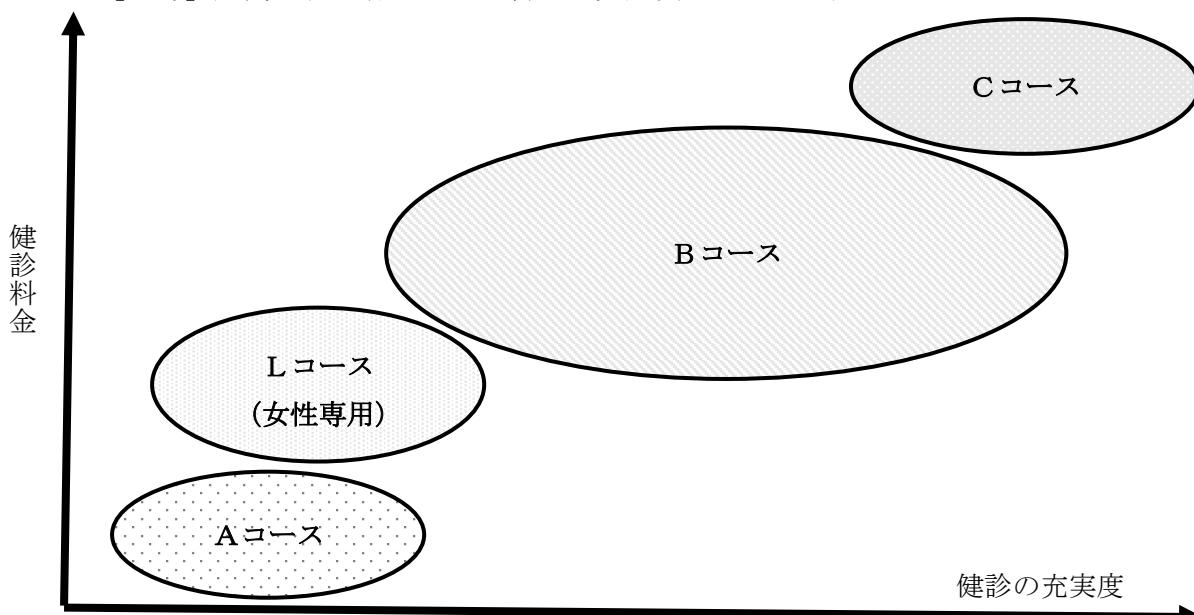
比較表	Aコース	B（C）コース	Lコース（女性専用）
検査項目	成人病健診＋胃検査	人間ドック（各項目で詳細な検査）	成人病健診＋婦人科検査（乳・子宮がん）
個人負担	3,000円＋総健診費用の消費税額	かかった費用のうち組合補助上限2万円を差し引いた金額	3,000円＋総健診費用の消費税額 ※指定外健診においては消費税相当額を除く総健診費用から3千円を除く費用のうち上限2万円まで補助します。
自己負担の概算	5千円前後	3万（7万）円前後	5千円前後
所要時間	2～3時間程度	日帰り（一泊二日）	2～3時間程度
指定外健診機関	×（指定健診機関での受診のみ補助）	○（全額精算後、後日補助申請）	○（全額精算後、後日補助申請）

⇒上図は簡単な比較表となります。詳細は当組合ホームページ『人間ドック』または『健診機関一覧』をご確認ください。

【参考】人間ドック：<https://nishipla-kenpo.or.jp/hoken/doc/>

【参考】指定健診機関一覧：https://nishipla-kenpo.or.jp/hoken/kenshinkikan_list/

【参考】人間ドック各コースの料金・充実度のイメージ図



⇒上図は人間ドック各コースの料金・充実度のイメージ図です。図において右に行くほど健診の充実度は上がり、上に行くほど料金が上がります。

全体版

(1～3月生まれの奥様へ) 4月以降の受診について

⇒人間ドックLコースと主婦の誕生日健診の両方が受診できるようになりますが、両方とも受診していただいて問題ありません。ただし、一部健診機関においては令和8年3月31日までで受診終了となる健診機関(最終頁参照)があるため、受診前によくご確認いただき、可能な限りお早めに受診ください。また、「主婦の誕生日健診」は前述の通り廃止され、「人間ドックLコース」に4月以降順次切り替えとなりますので、これまでのように「主婦の誕生日健診」本来の受診可能期間を超えての延長依頼は受付できない場合がございますのでご了承ください。

現行の「主婦の誕生日健診」は受診期間が誕生日月を含む4か月間としていることから、1～3月生まれの方は下表の通り、令和8年4月1日以降開始の「人間ドックLコース」と既存の「主婦の誕生日健診」の受診可能期間が重複します。以下詳述。

[参考] 主婦健の受診可能期間 (※下図の網掛け箇所は受診可能期間を表します。)

誕生月	受診可能期間 (原則として誕生月を含む4か月間)						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月～
1月生まれ	○	○	○	☆	×	×	×
2月生まれ	×	○	○	☆	☆	×	×
3月生まれ	×	×	○	☆	☆	☆	×
4月生まれ 以降	※「主婦の誕生日健診のお知らせ」は発券されません。 新設コースを受診ください。			4月より「人間ドックLコース」開始。 →☆の期間においては重複受診可能に。			

※上図の記号「○、☆」: 健診を受診できる 「×」: 健診を受診できない をそれぞれ表します。

※誕生月が「1～3月生まれ」の方は、上図の「☆」が付された期間においては、「主婦の誕生日健診」と「人間ドックLコース」が両方受診できる方となります。

⇒通常、『健診補助はいずれか1つの健診を、対象者1人につき、年度に1回限りしか受けられない』という受診原則がありますが、下表の通り、今回の主婦の誕生日健診と人間ドックLコースは対象年度が異なるため、この受診原則は適用されず、従って、令和8年度に限り両方受診することで受診年度が重なったとしても問題ありません。

	主婦の誕生日健診	人間ドックLコース
対象年度	令和7年度の受診として取り扱い ます。	令和8年度以降分の受診として取 り扱います。

※年度とは『当年4月1日～翌年3月31日まで』のことです。

全体版

◎「主婦の誕生日健診」が令和7年度末をもって対応終了となる健診機関について

下表の健診機関は令和8年3月31日で「主婦の誕生日健診」が終了となるため、**本来「主婦の誕生日健診」を受診することが可能な前回「☆」の期間であっても「主婦の誕生日健診」を受診することはできません**のでご注意ください。

⇒下表の健診機関は契約の都合上、4月1日より「主婦の誕生日健診」から「人間ドックLコース」に自動的に切り替えとなるため、「主婦の誕生日健診」の有効期限に関わらず令和8年3月31日をもって終了となり、令和8年4月1日以降受診分は「人間ドックLコース」扱い（令和8年度の補助扱い）となります。

[令和8年3月31日で主婦の誕生日健診を終了する健診機関（順不同）]

ヤマト健診クリニック（奈良県）
四日市羽津医療センター（三重県）
日本赤十字社 熊本健康管理センター（熊本県）
一翠会千里中央健診センター（大阪府）
聖授会（大阪府）

◎「人間ドックLコース」に対応しない健診機関について

下表の健診機関については、諸般の事情により、「人間ドックLコース」には対応せず、「主婦の誕生日健診」の対応期間をもって終了となる健診機関です。つまり、下表の健診機関は**「主婦の誕生日健診」は受診できますが、「人間ドックLコース」は受診できません**のでご注意ください。

[人間ドックLコースに対応しない健診機関（順不同）]

福井厚生病院（福井県）
菊池養生園保健組合（熊本県）

※菊池養生園保健組合の「人間ドックBコース」は従来通り今後も受診いただけます。

◎「人間ドックLコース」には対応するが、開始時期が遅れる健診機関について

下表の健診機関については、「人間ドックLコース」には対応しますが、諸般の事情により、**開始時期が遅れます**のでご注意ください。

[人間ドックLコースが年度途中から開始となる健診機関]

奈良県健康づくりセンター（奈良県）	7月1日より開始
-------------------	----------